

第五十九回 帝國議院

## 抵當證券法案外九件委員會議錄(速)第十回

付託議案

抵當證券法案(政府提出)

不動產登記法(政府提出)

民事訴訟法中改正法律案(政府提出)

競賣法中改正法律案(政府提出)

民事訴訟用印紙法中改正法律案(政府提出)

農工銀行法中改正法律案(政府提出)

北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)

業銀行法中改正法律案(政府提出)

改正法律案(政府提出)

北海南海銀行法中改正法律案(政府提出)

改正法律案(政府提出)

出席委員左ノ如シ	委員長 荒川 五郎君	大藏政務次官 小川郷太郎君
委員長 荒川 五郎君	司法書記官 森田豊次郎君	大藏省銀行局長 大久保慎次君
理事 小峰 满男君	司法參與官 井本 常作君	司政務次官 川崎 克君
理事 篠原 陸朗君	抵當證券法案(政府提出)	係大臣ノ出席ヲ求メラレタノデアリマスガ、折悪シク他ノ方ニ掛ツテ、只今此時間ニ一寸出席セラレスコトヲ遺憾ト致シマス、御諒承ヲ願ヒマス、尙ホ委員中谷貞頼君辭任ニ付石崎敏行君ガ補闕セラレマシタ、又磯部清吉君辭任ニ付横川重次君ガ補闕セラレマシタ、此際御報告致シテ置キマス、是ヨリ直ニ討論ニ入りマス
理事 大崎 清作君	民事訴訟法中改正法律案(政府提出)	日本勸業銀行法中改正法律案(政府提出)
理事 板谷 順助君	競賣法中改正法律案(政府提出)	北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)
小村 俊一君	民事訴訟用印紙法中改正法律案(政府提出)	農工銀行法中改正法律案(政府提出)
藍川 清成君	日本勸業銀行法中改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
本多眞喜雄君	北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
牧野 賤男君	農工銀行法中改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
横川 重次君	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
磯部 清吉君	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
中田 錄郎君	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
同月四日委員中谷貞頼君及磯部清吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ石崎敏行君及横川重次君ヲ議長ニ於テ選定セリ	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
同月五日石崎敏行君辭任ニ付其ノ補闕トシテ磯部清吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)
出席委員左ノ如シ	改正法律案(政府提出)	改正法律案(政府提出)

委員諸君ノ熱心ナ御研究デ、練リニ練ツ

記スルコトヲ要ス」斯ウ云フ項ヲ設ケ

者ノ表示主義ヲ採<sup>ツ</sup>テ居リマス我國ノ登記制度ノ上ニ於テハ頗ル不合理デアルト考ヘル、仍テ第二項ヲ加ヘテ前項ノ元本ノ支拂アリタルトキハ之ヲ登記スルコトヲ要ス」トスル利息ノ支拂登記ト云フコトハ、現行登記制度ニハ採用致シテ居リマセヌ、隨<sup>ツ</sup>テ利息ニ付テノ登記ハ現行制度ニ於テハ不可能デアリマス、故ニ遺憾ナガラ利息ノ登記ハ諦メマシテ、元本ノ支拂ノアッタ時ハ一部デモ之ヲ登記スルト云フコトニシテ置ケバ、第三者方面ニ於テ多少ノ便宜ガ得ラレルト思ヒマス、斯ウ云フ考デアリマス、仍テ「前項ノ元本ノ支拂アリタルトキハ之ヲ登記スルコトヲ要ス」斯ウ云フ第二項ヲ加ヘタイ、次ニ舊二十六條、即チ私ノ修正ノ二十五條ニ「債務者ガ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テ其ノ延滞ガ二年ニ達シタルトキハ云々」トアリマス此二年ヲ三年ニ訂正致シタイノデアリマス、是ハ政府委員ノ御説明ニ依リマスト、抵當權ハ通ジテ二箇年間ヲ負擔スルノデアルカラ、ソレ以上ハ債權者ニ我慢シロト云フコトハ無理デアル、隨<sup>ツ</sup>テ二年ト云ハ其通リデアリマス、併ナガラ此抵當證券法ニ於テハ、第一次所持人カラ漸次裏書ヲシテ、即チ裏書人ガ債務ヲ負

擔シテ居ルノデアリマスガ、三年位ハ少シモ差支ナイ、例ヘバ十年ノ期限ノアルモノヲ、僅カ二年ノ利子ノ延滞ニ依ツテ全部ノ期限ヲ失ハセルト云フコトハ如何ニモ残酷デアル、隨ツテ之ヲ三年ニ改メル、三年間モ滯ッタモノハ全ク債務履行ノ誠意ガナイコトヲ認メテ、期限ノ到來ヲ認メテモ差支ナイ、併ナガラ定期的ニ元本ヲ辨濟スベキ場合、即チ月賦辨濟、年賦辨濟ト云フコトニ付テハ二年デモ宜シイト云フコトデ、二年ヲ三年ニ改メルコトニ致シタノデアリマスガ、後者ノ二年ハ訂正シナインデアリマス

ソレカラ原案ノ二十九條、私ノ修正ニ依ル二十八條デ、「第二十七條第一項ノ場合ニ於テ」トアルヲ、「第二十六條第一項ノ場合ニ於テ云々」ト改メル、是ハ條文ヲ繰上ゲタ結果デアリマス、ソレカラ舊ノ三十條、修正案ノ二十九條ノ「抵當證券ノ所持人ハ債務者ガ元本ノ支拂ヲ爲サザルトキハ辨濟期ヨリ三月内ニ抵當權ノ目的タル土地、建物又ハ地上權ニ付競賣ノ申立ヲ爲スコトヲ要ス」トアル中ノ三月ヲ六月ニ修正致シタイ、御承知ノ通リ不動產ノ融通ハ大抵一箇年若クハ二箇年ノ期間デアリマス、之ヲ直チニ辨濟ガ出來レバ無論論ハナイ、所ガ多クノ場合ニ於テハ、有利ナ條件ヲ以テソレヲ借換ル、若シ

其間ニ事情ノ變更等ガアツテ、借替難イ  
場合モアリマス、ソレヲ三箇月デヤツテ  
シマヘト云フコトニナルト、詰リ債務者  
者ガ苦シムバカリデ、少シモ債務者ノ  
保護ニハナラナイ、而シテ是非競賣シ  
ナケレバ、バイカヌ、即チ前者ニ對スル債  
還請求ニ於テ、大變法律關係ガ異ツテ來  
ルト云フ、建前デアリマスカラ、實ハ競  
賣ヲスルコトヲ自由ニ致シタイ、吾々  
ノ希望トシテハ自由ニ致シタイノデア  
リマスルケレドモ、自由ニ致シテ置ク  
ト云フト、後ノ條文ニ依ツテ、前者ニ對  
スル債還請求ハ非常ニ變ツテ來マス、ソ  
コデ競賣スルコトヲ要スト云フ原案ノ  
御趣意ヲ尊重シテ、申請ヲ半年待ツテヤ  
ル、半年待ツタナラバ、借換トカ辨債ト  
カ、色々工夫ガ付キマセウ、即チ債務者  
ノ保護ノ宜シキヲ得ル爲ニ、三箇月ヲ  
六箇月ニ修正スル、斯ウ云フ意見デア  
リマス、其他ハ第三十二條即チ修正第  
三十條「第三十條第二項」ノ規定ハ「云  
云ト云フ」ノヲ「第二十九條ノ規定ハ「云  
云ト改メ、ソレカラ修正三十二條舊三  
十三條ノ「第三十條第二項」トアルヲ  
「第二十九條第二項」ト改メル、ソレカラ  
ラ舊三十五條修正三十四條ノ「抵當證  
券ノ所持人ガ第三十一條又ハ第三十二  
條ノ規定」云々トアリマスル此條文ノ中  
ノ「第三十一條」ヲ「第三十條」ニ改メ、  
「第三十二條」ヲ「第三十一條」ニ改メ、

ソレカラ舊三十七條修正三十六條ノ  
「抵當證券ノ所持人ガ第二十九條第二  
項又ハ第三十五條ニ規定スル」云々ト  
アル「第二十九條」ヲ「第二十八條」ニ改  
メ「第三十五條」ヲ「第三十四條」ニ改メル、  
ソレカラ舊三十八條修正三十七條  
ノ第一項ノ第三號ノ「第二十七條」トアル  
リマスルヲ「第二十六條」ニ改メマス、  
ソレカラ修正三十八條、即チ舊三十九條  
ノ條文中ニ「抵當證券ノ所持人ノ其ノ  
前者ニ對スル償還請求權ハ競賣代金ヲ  
受取リタル日又ハ第三十二條第一項」  
云々トアルヲ「第三十一條第一項」ト改  
メマス、其他ハ前ニ申上ゲタル通リ條  
文ノ繰上デアリマス

法ガアル、愈々借金ガ重ナツテ困ル時ニ  
ハ住替ガ出來ルガ、抵當證券ニ於テハ、  
債務者ハ住替ガ出來ナイ、借替ガ出來  
ナイ、而シテ滌除ノ規定ガ民法ノ中ニ  
ノ不動產ヲ處分スル第三取得者ガ之ヲ  
買受ケル、サウシテ民法ノ規定ニ依ツテ  
適當ナリト云フ價格ニ依ツテ債權者ニ  
委セル、ソレデ債權者ニ不服ガアリマ  
スナラバ、增價競賣デモ何デモ致シテ、  
ソレデ振合ヲ附ケルト云フ現行制度ガ  
アル、之ニ依ツテ第三取得者ガ、即チ自  
分ノ經濟的見地ニ依ツテ其抵當附ノ不  
動產ヲ買取ル、斯ウ云フコトガ出來テ、  
債務者ノ財產的處分ニ大變效果ガアリ  
便益ガアルト云フコトニナツテ居ル、此  
規定ヲ本法案ニ於テハ全ク適用シナイ  
ト云フノデアリマスカラ、是ハ住替禁  
止、即チ女郎ノ住替ヲ禁止シタル制限  
ト見テ差支ナイ、成程強ヒテ申セバソ  
ンナモノヲ削ツテモ、抵當附ノ財產デモ  
處分出來ルデハナイカト云フコトハ、  
ソレハ言ヘマス、併ナガラ是ハ机上ノ  
空論デ、實際ニ於テハ足搔ノ取レナイ  
モノデ、賣ルト言ツタツテ買手モナイ、  
隨テ一遍證券ヲ發行セラレタラ、常ニ  
此建前ノ不便不利益ヲ、幾分ナリトモ  
緩和シタイト云フノガ今申上ゲタ趣意

ノ修正ニ現ハレテ參<sup>ツ</sup>居ル、其他ノ詳  
細ノコトハ何レ本會議ニ於テ討論致シ  
マスルガ、修正意見ノ大要ハ右ノ通り  
デアリマス

ソレカラ最後ニ是ハ條文ニハ現ハレ  
テ居リマセヌガ、希望條件ト致シテ、  
本法ノ施行スル區域ヲ人口一萬以上ノ  
市町、村竝借地法施行ノ區域ト、斯ウ云  
フコトニ致シテ之ヲ實施スルヤウニ願  
ヒタク、此場合申上ゲ兼ネルノデスガ、  
此法案ニ付テハ、私共ハ後デ委員ニナッ  
テ來テ制限ヲ受ケタ結果トシテ、御質  
問ヲ申上ゲル自由ヲ頗ル束縛セラレテ  
居リマシタカラ、遠慮致シテ居ッタノ  
デアリマスルガ、一體此法案ハ、大藏  
省ノ發意カ、司法省ノ發意カ、ドッチノ  
發意カ知ラヌケレドモ、出來上ッタモノ  
ヲ拜見スルト、私共ガ平生司法省ヲ見、  
大藏省ヲ見タ觀念カラ申上ゲマスル  
ト、一方ニ於テハ司法省ノ立法的功名  
心即チ立法癖、年中司法省デハ法律ヲ  
睨ンデ居ッテ、ドッカ法律ヲ改正スル所  
ハナカラウカ、何カ立法スルモノハナ  
カラウカト、一生懸命ニ睨ンデ居ッテ、  
アツタラーツ立法ヲヤラウト云フ其立  
法癖、立法ノ功名心、之ガ司法省ノ通  
弊デアリマス、ソレニ井上大藏大臣ノ  
金融資本家ノ保護、之ガ合致シテ——

ト私共ハ睨ンデ居ル、ソレハ兎モ角トシテ、私共ハ趣意ニ於テハ贊成デアリマスカラ、幾分ナリトモ民衆ニ利益ニナル修正ヲ致シテ、サウシテ其理想ニ近イヤウニ致シタイト云フノガ吾々ノ考デアル、故ニ其施行區域モ、政府委員ノ御意見ノヤウデナク、セメテ人口一萬以上ノ都市位ニ擴張シテ行キタイト考ヘマス

ソレカラモウ一つハ第一條ノ證券ヲ債務者ノ爲ニ發行スルト云フコトヲ何トカ考ヘテ戴キタイ、是ハ成程法理的ニ考ヘルト、抵當證券ト云フ債權證書ヲ債務者ニ持タセルト云フコトハ、法律的ニハ矛盾デアル、併シ是ハ法律ノ規定ニ依ッテハ、或ル程度マデ調和ガ出来マス、例ヘバ倉庫證券ノ數通ノ發行ト云フコトハ法律ガ認メテ居ル、債務者ノ爲ニ何等カ一ツノ證券的便宜ヲ與ヘルト云フコトモ、所謂法律ノ萬能デナクテモ、此法律ノ規定ニ依ッテハ出來ナイコトモノイ、公正證書ノ體本ハ、債務者ガ之ヲ持ツコトガ出來ヌト云フヤウナ觀念モアリマシテ、即チ債權者ニ債權ノ證明證券ヲヤレバ、一方ニ於テ債務者ニ債務ノ證明ノ證券ト云フモノガアッテモ差支ナイ、是ハ融通ノ上ニ於テ何等カノ便宜ヲ來スト云フ法益ガアリ、即チ法律上ノ利益ガアルナラバ、其規定ト云フモノハ法律ニハ矛

○中田委員

盾致サナイト云フノガ吾々ノ著眼デア  
リマス、併ナガラ一方ニハ、民法ノ登  
記ニ關スル觀念モアリ、直チニ此條文  
ヲ改正致シマスルト云フト、此法律全  
部ヲ建直サナケレバナリマセヌカラ、  
即チ此點ノ修正ニハ手ヲ付ケナイコト  
ニ致シタノデアルガ、政府ニ於カレテ  
ハ債務者ノ爲ニモ、此種ノ便宜ヲ圖ル  
ト云フコトヲ、マア他日ノ機會ニ於テ  
修正セラレルヤウニ希望ヲ致シテ置キ  
タイ、是ダケヲ申上ゲマス

ル國民ノ信念ト云フタヤウナモノ、財産トシテ最モ不動産ヲ愛護シテ居リマスノハ、是ガ長ク自己ノ家ニ傳ハリ、ソレカラ之ニ依ツテ財産ガ固定サレテ、容易ニ散逸シナイト云フコトガ、不動産ノ持ツテ居ル特質デアリマス、不動産ヲシテ金融ノ爲ニ好イ働キヲナサシメナイト云フ點モ、或ル意味ニ於テ、大變ニ財産保護ノ上ニハ宜シカッタノデアリマスガ、斯ウ云フ證券法ガ出來マスルト云フト、勢ヒ其不動産ノ輾轉ヲ速カナラシムルコトニナル、ソレモ仕方ナインデアリマスガ、現行法規ノ保護ヲシテ居ル所ノ債務者ノ利益ヨリモ、利益ガ減殺サレルト云フ傾ニナルナラバ、本抵當證券法案ト云フモノ、成果ト云フモノハ、餘程考慮シナケレバナラヌモノダト思フノデアリマス、現行法ニ依ツテ保護サレテ居ル所ノ債務者ノ利益ヲ保存シ、且ツソレ以上ニ債務者ガ保護サレルコトニ依ツテ、金融狀態モ圓滑ニナル、斯ウ云フコトデ、初メテ此證券ノ價值ガ出テ來ルノデアリマス、其理由ハ、此證券法ガ出來マスト、今マデ債務者ガ保護サレテ居タ所ノ長期ノ金融ト云フモノハ、少クトモ今ヨリ長ク借リルコトガ出來ルトハ言ヘナイ、今ヨリ短クナルコトハ疑フ持タナインデアリマス、サウシマスト、此證券法ノ施行ニ依リマシテ、不

動産ハ長期ノ金融ガ出來ルモノデアルト云フコトヲ考ヘテ居ツタ所ノ便宜ト  
信念ヲ、之ニ依ツテ破壊セラレ、サウシ  
テ證券發行ヲ特約スル期日ニ至ツテ競  
賣ヲ強要サレテ、ツマリ非常ナ窮境ニ  
陥ル虞ガアルト云フコトヲ債務者ニ  
考ヘシヌルト云フコトニナリマシテ、  
其結果ガ、出來ルダケ證券發行ノ特約  
ヲシナイト云フコトニナルデアラウト  
思ヒマス、併シ金ヲ貸ス方カラ言ヒマ  
スト、責道具ガ多イ方ガ宜シイノデア  
リマスカラ、民間金融業者トシテハ、  
出來ルダケ證券ノ發行ヲサセテ、サウ  
シテ期日ニ至ツテ、法律ノ命ズル所ニ  
依ツテ、不渡リ證明ヲ爲シ、又法定期間  
内ニ競賣ヲ強要スルト云フコトニ相  
成ツテ、之ヲ適用スル、斯ウシタ機會ヲ  
多カラシムコトニナルノデアリマス、  
サウ云フコトガ必ズ多カラウト思ヒマ  
ス、少クナルトハ考ヘラレマセス、隨  
テ政府ニ於テ御考ヘニナルヤウニ、餘  
リ今日ト違ハナイト云フコトハ、ソレ  
ハ御考違ヒト思ヒマス、是ガ今日ヨリ  
事端ヲ繁カラシムル、債務者ノ不利益  
ヲ増大セシムルト云フコトニ考ヘテ行  
ク方ガ間違ヒナイト思ヒマス、サウ云  
フ意味ニ於テ、私ハ金融ガ出來テ金利  
ガ幾ラカ下ルト云フヤウナ利益ヨリ  
モ、長期ノ金融ガ出來ナクナル爲ニ生  
ズル脅威、ソレカラ此證券ニ依ツテ競

賣ヲ強要サレテ來ル所ノ不利益トカ、  
長期金融ト云フモノ、便宜ヲ失フ爲ニ  
生ズル不利益ト比ベテ見マシテ、取返  
シノ附カナイ結果ヲ惹起シハシナイカ  
ト考ヘマス、是ハ私本證券法案ノ非常  
業者ノ利用ヲ滋カラシムル虞ガアル  
ナ缺點デアルト思ヒマス、惡辣ナ金融  
唯抵當證券法ニ依ツテ、不動産ノ金融  
ガ簡單ニ出來ルヤウニナルト御考ニ  
ナツテ居ル點ニ於テ一言致シテ置キマ  
スガ、此證券ガ發行サレマシテモ、ヤ  
ハリ勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖  
銀行ト云フヤウナ諸銀行ハ、證券ガア  
ルカラ、現地ヲ見ナクテモ、調査シナ  
クテモ宜イ、證券ヲ擔保ニシテ金ヲ貸  
セル、或ハ證券ヲ割引シテ金ヲ貸セル  
ト云フヤウニ簡單ニハイカナインデア  
リマス、ヤハリ金ヲ借りリニ行キマシテ  
モ現地ヲ見タリ、或ハ價格ヲ調査シタ  
リ、相當綿密ナル調査ラシナケレバ、  
私ハヤハリ金ヲ貸セヌモノデアラウト  
思ヒマス、隨テ證券化スルコトガ非常  
ニ便宜デアルト云フコトヲ、机上ノ論  
カラ言ヒマスト考ヘラレマスケレドモ、  
實際上カラ言フト、ヤハリ現地ヲ調べ  
ナイ結果ニ陥ルノデアリマスカラ、隨  
事實ヲ調査シテ、嚴密ナル研究ヲ遂ゲ  
ナケレバ、容易ニ金ヲ貸スコトガ出来  
期スルヤウナ融通ノ敏速ヲ期シ難イト

云フコトハ明カデアルノデアリマス、唯證券化ス爲ニ金融ガ圓滑ニナルト云  
フコトハ、幾ラカアラウト思ヒマスケレドモ、ソレハ證券化サレタ所ノ利益  
デハナクシテ、寧ロ農工銀行、勸業銀行、北海道拓殖銀行等ノ貸出制限ヲ緩  
和スル、承ル所ニ依リマスト農工ト勸業ト兩銀行ニ依リマシテ十一億乃至十  
二億ノ餘力ガ出來ルト云フコトデアリマスガ、其十一億若クハ十二億ノ餘力  
ヲ作ルト云フコトハ、ソレハ金融ヲ緩和スルト云フコトニナルダラウト思ヒ  
マスガ、ソレハ證券法ノ制定トハ別ニ考ヘテモ宜シイノデアリマス、證券法  
ヲ制定シナイデモ、各銀行ノ貸出餘力ヲ増大スレバ、金融ハ圓滑ニナルコト  
ガ出來ルト思フノデアリマス、隨テ本抵當證券法案ハ、大體ニ於テ長期金融  
ノ利益ヲ失ハシメ、ソレニ代ルベキ所ノ利益ヲ大シテ期待ガ出來ナイト云フ  
コトニ相成ルモノデアルト思ヒマスカラ、其點ニ於テ修正ヲシナケレバナラ  
ナイト存ジマス

或ハ此證券法ニ依リテ現在ノ各銀行ノ不良貸ヲ整理スルト云ッタヤウナ弊  
害ガ續出シハシナイカト云ッタヤウナコトヲ吾々ハ憂ヘテ居ル、總テノ點カラ  
概觀致シマシテ、本抵當證券法案ハ特ニ債權者ノ方面ニ利益多クシテ、債  
務者ノ方面ニハ絶對ニ利益ナシトハ申

サレマセヌケレドモ、現行法ニ於ケル保護ヲ薄カラシメテ不利益ナル結果ヲ來シ、延イテ餘リ抵當證券法ノ效果ヲ期待スルコトハ出來ナイ結果ニ陷ルデアラウト云フコトヲ心配スルノデアリマス、大體ソレダケノ事ヲ申上ゲテ置キマス(「反對カ贊成カ」ト呼フ者アリ)修正意見ニ贊成致シマス

○名川委員 詳細ハ本會議ニ於テ申上ゲルコトニ致シマシテ、簡單ニ牧野君ノ修正案ニ賛成ノ意見ヲ述ベヤウト思フノデアリマス、其前ニ申上ゲテ置キタノハ、此法案ハ決シテ政策ニ利用サインハ、此法案ハ決シテ政策ニ利用サレベキ法律ニアラズシテ、黨派關係ヲ以テ彼是レスベキモノデナイト云フコトヲ先づ第一ニ申上ゲテ置キタイト思フ、之ヲ黨派的ニ考ヘレバ、此法案ハ非常ニ根本的ニ不備ナモノデアルノデアリマスカラ、根本的ニ之ヲ改正シテヨリ以上ニ出直シテ、立派ナル法案ヲ出サレンコトヲ希望シテ、之ニ反対スベキデアリマスケレドモ、サウ云フ事ハ致サズシテ、折角ノ當局ノ苦心ニ對シテ敬意ヲ表シテ、ドウシテモ此點ハ修正ヲシナケレバ、此法案ノ目的ヲ達スルコトガ出來ヌ、國家ノ不利益デアルト思フ小部分ニ付テ修正ノ案ヲ出シタ次第デアリマス、此點ニ付テハ察スルニ民政黨ノ委員各位ニ於テモ、内心ニ於テ御反対ハナカラウ、衷心ハ御贊

成下スッテ居ラレルモノデアルト私ハ思フノデアリマス、唯茲ニ何カ黨派的期待スルコトハ與黨諸君ニ於テ、或ハキマス(「反對カ贊成カ」ト呼フ者アリ)修正意見ニ贊成致シマス

○名川委員 詳細ハ本會議ニ於テ申上ゲル必要ハナイト思フ

土地建物、即チ不動産ガ今日固定シテ、流通ガ容易デナク、金融其モノモノノデアリマス、其前ニ申上ゲテ置キタノハ、多クハ營業ノ資金ニ致シ、或イノハ、此法案ハ決シテ政策ニ利用サレタ人モ、是ガ固定致シマシテ、非常ニ困ツテ居ルト云フコトニ付テハ申手續ガ非常ニ面倒デアッテ、之ニ金ヲ貸手續ガ非常ニ面倒デアッテ、之ニ金ヲ貸サレタ人モ、是ガ固定致シマシテ、非常ニ根本的ニ不備ナモノデアルノデアリマス、申スマデモナク土地ノ金融ト云フモノハ、其金融スル資金ト云フモノハ、多クハ營業ノ資金ニ致シ、或ト云フモノハ、其金融スル資金ト云フモノハ、多クハ營業ノ資金ニ致シ、或ト云フモノトヲ、殆ド同ジニ見テ居ラガ出テ居ルデハナイカト思フ、サウ云フ次第デ、大體ノコトハ與黨諸君ニ於テ、或ハキマス(「反對カ贊成カ」ト呼フ者アリ)修正意見ニ贊成致シマス

思フノデアリマス、唯茲ニ何カ黨派的期待スルコトハ與黨諸君ニ於テ、或ハ

思フノ敬愛スル小峰君カラ反對ノ御意見ガ出テ居ルデハナイカト思フ、サウ云

フコト、思ヒマスカラ、詳シイコトヲ申

ト云フコトヲ吾々ハ第一ニ考ヘルノデ

ト云フコトヲ吾々ハ第一ニ考ヘルノデ

アリマス、申スマデモナク土地ノ金融

ト云フモナク、其金融スル資金ト云フ

モナク、其金融スル資金ト云フ

&lt;p

償還請求ノ権利ヲ失フト云フ、非常ニ  
不利益ナコトニナツテ居ル、即チ債權者  
ニ對シテ權利ノ行使ニ付テ必ズソレヲ  
厲行セヨト云フコトヲ法律ガ命ジテ居  
ル、私ハ是ハ不動産金融ニ對スル法律  
制度トシテ如何ナモノデアラウカト思  
フ

申スマデモナク今マデハ不動産ニ付  
テノ抵當證券法ハナカツタノデアリマ  
ガ、中々面倒ナ手續ヲシテ、手一バイ  
借リテ居ツテ、又貸シタ金融業者ノ方ニ  
於テモ是ガ固定シテ居ル、隨テ之ヲ債  
務者ガ借替ヘルト云フコトハ容易ナコ  
トデハナイ、抵當證券ヲ發行シテ、期  
限ガ來タラ三月内ニ借替ヘレバ宜イト  
云フ先般大藏大臣ノ説明デアリマシタ  
ガ、ソレハ實行不能ノコトデアリマス、  
先ヅ第一ニ抵當證券ノ所持人ガ何人デ  
アルカ分ラナイ、再ビ借替ヘルト云フ  
時、先ヅ現在ノ抵當權ナラバ、一ツ期  
限ヲ延バシテ吳レヌカ、モウ一遍貸シ  
テ吳レヌカト交渉スルノガ第一ノ早道  
デアル、之ニ付テモ債權者ガ何處ニ居  
ルカ分ラヌノデ、之ヲ調ベルノニ時日  
ヲ要スル、漸ク其人ヲ調べ當テ、引續  
バ宜イガ、其承諾ヲ得ラレヌ際ニハ、  
更ニ他ノ債權者ヲ探サナケレバナラヌ、  
吳レヌカト云フテ其ノ承諾ヲ得ラレ、  
是モ一日ヤ二日デハ探セヌ、相當ノ手

數ヲ掛ケテ探シ出シテ、物ニ依ツテハ  
貸シテモ宜イ、一ツ其不動産ヲ評價シ  
テ見テ吳レト云フコトニナルト、其評  
價ニ付テモ三月ヤ四月ハ掛ル、翌日直  
グ飛ンデ來テ吳レ、バ宜イガ、銀行ニ  
シテモ、金融業者個人ニシテモ、ソレ  
ダケニ掛ツテ居ルノデハナイカラ、順ヲ  
逐フテヤルト云フコトニナレバ、評價  
シテ愈、其金額ヲ決メルマデニハ四月  
ヤ五月ハ掛ル、現在農工銀行、勸業銀  
行デ特別ナ手續ヲ以テヤツテモ、一月ヤ  
二月ハ掛ルノダカラ、普通ニヤツテ居レ  
バ半年位ハ掛ルト云フ次第デアリマス  
カラ、期限ガ來タラ三月内ニ借替ヘル  
ト云フコトハ容易デハアリマセヌ、殆  
ド絶對ニ出來ヌコトデアル、サウンテ  
見ルト、是ハ必ズ競賣ニシナケレバナ  
ラヌコトニナル、而シテ其競賣ト云フ  
モノハ、法律ノ規定カラ言ヘバ結構ナ  
コトデアル、人々々ノ相對デ賣ルノ  
デハナイカラ、公平ニ賣レテ宜イト言  
フ、理窟カラ言ヘバサウデアルガ、實  
際カラ言ヘバ、競賣位不經濟ナモノハ  
ナイ、ウント安ク買フノガ競賣デアル、  
決シテ實價ニ賣レルモノデハナイ、實  
價ニ賣レルモノナラ競賣ナドニシハシ  
ナイ、サウシテ競賣人ガ仲ニ這入ツテ、  
色々不正ナコト、惡辣ナコトヲヤル、  
ソレデ正シキ者ハ競賣ニハ手ヲ出サナ  
イ、兎角人カラ指彈ヲ受ケテ居ル事件

屋ト云フヤウナ者デナケレバ競賣ニハ行カナイ、隨テ競賣値段ハ非常ニ安い、捨賣、或ハ物ニ依ツテハ半分値、三分ノ一ノ値デ賣ラレルノデアリマスカラ、土地ノ所有者ハ競賣セラレルト云フコトハ非常ナ不利益デアル  
是ハ債權者トシテモ亦不利益デス、競賣ヲシテ安ク賣ツテ、ソレデ全部ノ返済ガ出來レバ宜シイノデアリマスケレドモ、殊ニ依ルト返済セラレヌモノガ多イ、多クハ利息モ取レナイノガ多イ、已ムヲ得ズ其土地ヲ抱イテ、自分ガ非常ニ困ルト云フコトニナルノデアリマシテ、此或ハ元金モ完全ニ取レナイ、已ムヲ得ズ其土地ヲ抱イテ、自分ガ非常ニ困ルトハナイ、兎ニ角ドチラモサウ云フ經濟的不利益ガアル、又今日ノ日本ノ民情カラ言ヘバ、競賣ト云フコトハ、非常ニ信用ヲ失墜スル、アノ家ハ土地ガ競賣セラレタサウナ、役場ノ前ノ揭示板ニ出テ居ツタ云フコトニナルト、其家ハ最早村デモ相手ニスル者ハナイ、アノ家ハ倒レカ、ツタ、サウ云フコトニナルト其人ノ信用ハ失墜シテ、事業ヲスルモ何ヲスルニモ出來ナクナッテシマウ、今日地方ノ大地主ト云フモノハ、多クハ銀行ノ重役トカ、或ハ地方ノ事業ノ出資者、又ハ會社ノ重役等ニナツテ居ルノデアリマスガ、是ガ段々競賣

云フコトニナリマスト、其銀行ノ預金者ハ、ソレアノ重役ハ競賣ニナッタサウダ、預金ハシテ置ケヌ、又信用組合ノ理事長ヲヤッテ居ルガ、アノ家デハ段々競賣ニナッタカラ、金ヲ預ケテ置ケヌカラ引出サウヂヤナイカト云フコトニナッテ、銀行ニシテモ、信用組合ニシテモ、非常ニ信用ヲ失墜スル、又サウ云フ人ガ其他ノ事業ヲ持ツテ居リ、重役ヲシテ居ル會社マデ、延イテ信用ヲ失墜スルト云フコトニナルノデアリマスカラ、此競賣ヲスルト云フコトノ影響ト云フモノハ、非常ナモノナノデアル、隨ツテ此競賣ト云フモノハ、成ベク避ケナケレバナラヌト云フコトハ、私ハ論ヲ俟タヌノデアリマス、ソレデアリマスカラ、競賣ヲスル權利ハ、債權者ニ與ヘテ置クト云フコトノ、法律上當然ノコトデアリマスガ、債務者ガ拂ハヌト云フノデ、是ハ已ムヲ得ナイ、最後ノ手段トシテノ、所謂刀ヲ抜クト云フコトハ容易ニ抜クベキモノデハナイ、ソレヲ本法案ニ於テハ三月内ニ必ず刀ヲ抜ケヨト云フ規定ヲ設ケタト云現今ノ財界ハ如何デアルカト申シマスルト、財界ハ金解禁後ト云フモノハ非常ニ金ノ價值ガ上ツテ、安イ金ヲ借リタ

ノ金融業者ノ餌食トナツテ取上ゲラレ  
ルト云フコトノ、非常ナ氣ノ毒ナ憐ム  
ベキ結果ヲ來シハセヌカト思フノデア  
リマス、此點ハ非常ニ本法案ニ於テ考  
ヘナケレバナラヌ點デアラウト思フ、  
而シテ斯ウ云フヤウナ二年利息ガ滯レ  
バ期限ガ來タモノト見ル、期限ガ來タ  
ラバ三月内ニ必ズ競賣シナケレバナラ  
ヌト云フ法律ヲ拵エナケレバナラヌト  
云フ理由ガ何處ニアルカト云フト、即  
チ裏書人ノ責任ト云フコトニ付テ嚴重  
ナル法律ヲ設ケラレタ結果、即チサウ  
シテ置カナケレバ裏書人ガ償還ノ義務  
ヲ負フコトニ於テ非常ナ迷惑ヲスル  
ト云フコトニナルノガ一ツノ原因ト  
ナツテ居ルト私ハ考ヘル、實際斯ウ云フ  
法律ヲ拵ヘテモ、擔保裏書ヲスルコト  
ハ殆ドナカラウト思フ、是ハ日本ノ國  
民性ト致シテ、命ヨリモ大事ナモノハ  
ノ債務ノ責任ヲ負フト云フコトハ、日  
本ノ人間ハシナイ、ドンナコトガアツ  
モシナイ、是ハ外國人ト非常ガ違フ、  
外國ナドデハ、非常ナ金ノ保證ヲスル  
ガ、日本ノ人間ハ人ノ保證ハ幾ラシテ  
モ、金ノ保證ハセヌト云フノガ日本人  
ノ性質デアル、隨テ今日抵當證券ニ裏  
書ヲスル、サウスルト其裏書人ハ、競

賣シテ金ガ足ラヌ時ハ、其債務ヲ負ハ  
ナケレバナラヌ、辨償シナケレバナラ  
ヌ、況ヤ此法案ニ依ツテ見ルト、抵當ノ  
目的物タル不動産ガ焼ケタ場合ニ於テ  
モ、其抵當證券ノ所持人ハ、損ヲセズ  
シテ、其裏書人ガ如何ナル場合ニ於テ  
モ其債務ヲ拂ハニヤナラヌ、斯ノ如ク  
裏書人ノ責任ハ多大ナモノデアル、他  
人ノ金ヲ貸シタ債權ノ保證ニ、自分ノ  
判ガ押シテアレバ、十萬圓ノ金ノ抵當  
證券ニ裏書ヲスレバ、何時マデモ十萬  
圓ハコツチニ取残サレル、十萬圓ノ保證  
ヲシナケレバナラヌト云フコトニナ  
ル、サウ云フコトニナツテ居ルカラ、即  
チ抵當證券ガ焼失シタ場合ニ於テモ、  
其裏書シタ者ガ責任ヲ負フコトニナ  
ル、又實際ニ今日ノ銀行ノ取引カラ申  
シテモ、手形ノ裏書ト云フモノガアル  
ガ、銀行ハ決シテ手形ノ裏書ヲスルモ  
ノハナイ、手形ノ再割引ニ付テハ、取  
引銀行ニ於テハヤルケレドモ、行員カ  
誰カニ裏書サセラ、ドンヽヽ市場ニ出  
シタ日ニハサウ云フ銀行ハ忽チ信用ヲ  
失墜スルノデアリマスカラ、手形ノ裏  
書ト云フコトハ、再割引ノ取引銀行以  
外ニハシナイ、サウ云フ場合ニ證券法  
ヲ拵ヘテ、裏書人ノ責任ヲ設ケタ所ガ、  
約銀行トカ何トカ云フモノトノ再割引  
銀行等ノ金ヲ貸シタ時ニハ、直接ノ契  
以外ニ、ドンヽヽ裏書ヲスル場合ハ多

クナカラウト思フ、裏書人ノ責任ヲ保護スルト云フ趣旨カラ、債務者ニ非常ニ不利益ナ規定ヲ設ケラレテモ、裏書人ノ責任ヲ保護スル場合ハ少イ、債務者ノ不利益ノミニ常ニナルト私ハ思フ、サウ云フ次第デアルカラ徒ラニ裏書人ノ迷惑ト云フコトノミニ頭ヲ使ハレテ、債務者ノ蒙ムルベキ不利益ニ付テハ、全然閑却セラレタル本法案ニハ、吾々其點ニ於テ賛成スルコトガ出來ヌノデアリマシテ、ドウシテモ此法案ヲ出ストスルナラバ、債務者ノ立場ト云フモノヲ考慮シテ貴ヒタイ、債務者其モノガ相當ニ借換ノ出來ル餘裕ヲ與ヘルダケノ法律ニシテ貴ハナケレバ、債務者ハ立ツテ行ケヌト思フ、競賣ニ依ツテ受クベキ債務者ノ信用ノ失墜、財產上ノ損害、是等ノモノヲ除カレルヤウニスルコトガ必要デアラウト思フ、ソレニハ今言フ通りニ期限後三箇月デ競賣スルト云フコトハ、是ハドウシテモ期間ガ短イ、是ハ一箇年位ニ延バシテ、一箇年位迄ハ競賣シナクテモ宜イト、斯ウ云フコトニシテ置クコトガ宜カラフ、一年間競賣ガ出來ヌト云フノデナイ、スルノハ何時デモ宜イガ一箇年ウト思フ、ソレヲ三箇月ト云フ短イコトニシテ置クコトハイカヌト私ハ思考、一年間競賣ガ出來ヌト云フコトニシテ貴ヒナイ、必ズ三箇月デナケレバナラヌト

云フ法律ニシタノガイケナイ、一箇年  
内トシテ、前ノ裏書人ニモ其請求ガ出  
来ルト云フコトニシテ、債務者ノ利益  
ヲ擁護スルコトガ最モ適當ナモノデハ  
ナカラウカト私ハ思フ

次ニ金融業者ノ取締ト云フコトデア  
リマス、此點ニ付テノ御留意ヲ願ハナ  
ケレバナラヌ、今日ニ於テハ、血モ涙  
モナイ、冷血鬼トハ、金融業者ヲ言フ  
ノデアル、例ヘバ芝居ニデモ、直グ高  
利貸ト云フ者ガ出ル、惡辣ナル金融業  
者ハ血モ涙モナイコトヲスル、金ヲ貸  
シテ貰ヒタイト、非常ニ困ツテ居ル立場  
ニ付ケ込ンデ、非常ニ不利益ナ證書ヲ  
作リ、辨済ガ出來ヌ時ハ、非常ニ堅イ  
約款ヲ作ルト云フヤウナコトニ依ツテ、  
二重取三重取ヲスルノガ今日ノ狀況デ  
アル、憐ムベキハ債務者デアツテ、取締  
ルベキモノハ金融業者デアル、此金融  
業者ニ對シテ、斯ウ云フ抵當證券ヲ出  
ス時分ニハ、其取締ノ法規ニ付テ御考  
ヲ願ハナケレバナラヌ、然ルニ本法案  
ヲ見ルト、之ヲ取締ルコトハチットモ  
ナイ、却テ金融業者其モノヲ、勝手氣  
儘ナコトガ出來ルヤウニシテアル、何  
トナレバ金ヲ拂ッテモ證券ニ書クノハ  
即チ債權者即チ金融業者ガ書込ム、ソ  
コデ一萬圓ノ金ヲ五千圓拂ッテ、之ヲ書  
イテ置イテ吳レ、書イテ置イテヤルト

者ガ書クノデスカラ、書イテ置イテヤルト言フテ書カナイデ置ケバ、假ニ五  
千圓ノ愛取證ヲ持ツテ居ツタ所ガ、債權  
者カラ一萬圓デアルト言ウテ請求サレ  
レバ拂ハナケレバナラヌ、他人ニ之ヲ  
輾轉讓渡スレバ、受取證ヲ持ツテ居ツテ  
モ一萬圓皆取ラレルト云フコトハ、非  
常ニ不利益ナコトデアツテ、斯ウ云フコ  
トハ惡辣ナ金融業者ガ、立派ナ爪ヲ持  
テ居ルノニ、更ニ之ニ刀ヲ與ヘ、「ビス  
トル」ヲ與ヘルヤウナモノデアツテ、此  
規定ナルモノハ、金融業者ノ兎器ニナ  
リハセヌカト思フ、隨ツテ之ニ對シテハ  
憐ムベキ、又非常ニ弱キ地位ニ居ル所  
ノ債務者、是ハ昨日司法省ノ委員カラ、  
借リタラ債務者ノ方ガ強イト仰セラレ  
タガ、ソレハ間違デアル、拂ツテ吳レト  
云フ時分ニハ債權者ガ弱イヤウデアル  
ガ、兎ニ角債權者ト云フ地位デ、強制  
執行其他破産等ノ申立ニ依ツテ、苛メラ  
レルノデアルカラ、弱イ者ハ債務者デ  
アル、之ヲ助ケナケレバナラヌ、一部  
ノ金デモ拂ツタ者バ、ソレニ付テノ證明  
材料ヲ取ツテ、二重取ヲサレヌヤウニ  
防グコトガ、社會ノ信用ヲ維持スル所  
以デアル、法律ノ效用ハ其處ニ在ル、  
人間ガ堯舜ノ世ノ民ノ如ク、正直者バ  
カリナラ法律ハ要ラヌ、悪イ者ガアル  
カラ法律ガ要ルノデアル、惡辣ナルニ  
重取ヲスルヤウナ者ヲ防グ爲ニ、法律

ヲ捨へテ置カナケレバナラヌ、現行ノ一部拂ッタ時ニ於テ、抵當證券ニ書イテナケレバ效力ガナイト云フヤウナ法律ハイカナイ、是ハ抵當證券ニ書ク以外ニ、之ヲ登記致シテ、其登記ニ依ッテ何處マデモ辨濟ヲ主張シテ、自己ノ權利ヲ債務者ガ擁護セラル、ヤウニスルコトガ、法律上當然ノコトデアル、又金融業者ガ目的物ヲ取ラウトスル、此抵當ヲ安ク競買ニシテ取ッテヤラウト云フ場合ニ、債務者ノ方デハ、金ヲ拂ッテ抵當證券ヲ取戻サウトシテモ、金融業者ガ抵當證券ヲ輾轉致シテ、誰ガ持ッテ居ルカ分ラヌヤウナイコトニシテ、債務者ヲ窘メルト云フコトガアリマスガ、曩ニ申シマシタ通り、債務者ガ期限ガ來タ時分ニ借替ヲシヤウ、借替ヲスルニ付テハ、來月ガ期限デアル、再來月ガ期限デアルト云ウテ、債務者ハ今カラ借替ノ準備ヲシナケレバナラヌ、ソレニハ抵當權者ノ何人デアルカラ知ル必要ガアル、其知ルニ便宜ナ方法ヲ設ケテヤラナケレバナラヌ、又二番三番ノ抵當權者ガアル時ニハ、二番三番ノ抵當權者ハ辨濟ヲ受クベキ擔保力ガアルニ拘ラズ、安ク競賣セラレル爲ニ、

融業者ガ目的物ヲ取ラウトスル、此抵當ヲ安ク競買ニシテ取ッテヤラウト云フ場合ニ、債務者ノ方デハ、金ヲ拂ッテ抵當證券ヲ取戻サウトシテモ、金融業者ガ抵當證券ヲ輾轉致シテ、誰ガ持ッテ居ルカ分ラヌヤウナイコトニシテ、債務者ヲ窘メルト云フコトガアリマスガ、曩ニ申シマシタ通り、債務者ガ期限ガ來タ時分ニ借替ヲシヤウ、借替ヲスルニ付テハ、來月ガ期限デアル、再來月ガ期限デアルト云ウテ、債務者ハ今カラ借替ノ準備ヲシナケレバナラヌ、ソレニハ抵當權者ノ何人デアルカラ知ル必要ガアル、其知ルニ便宜ナ方法ヲ設ケテヤラナケレバナラヌ、又二番三番ノ抵當權者ガアル時ニハ、二番三番ノ抵當權者ハ辨濟ヲ受クベキ擔保力ガアルニ拘ラズ、安ク競賣セラレル爲ニ、

辨濟ヲ受ケルコトガ出來ヌノデアリマスカラ、二番三番ノ抵當權者ハ、一番ノ抵當權者ガ安ク競賣スルト、二番三番ノ抵當權者ハ辨濟ヲ受クベキ擔保力ガアルニ拘ラズ、安ク競賣セラレル爲ニ、

抵當權者ニ、抵當權者ノ何人デアル、而シテ本法案デハ、誰ガ抵當權者カラ言ツテモ、抵當權者ノ何人デアルカラ常ニ明ニスルコトガ必要ナコトデアル、ソレニハ抵當權者ノ何人デアルカラスル毎ニ、附記登記ヲスルコトガ必要ナル、是ハ手續ガ面倒デアルト仰シ

本會議デモチヨット申シテ置キマシタ

的物ハ何人モ之ヲ譲受ケルコトガ出來  
スヤウニナリマシテ、非常ニ土地ノ所  
有者ガ困ル、現在此ノ抵當證券法ト云  
フモノガ出來マスト、一番ニ抵當證券  
ヲ發行スルト云フト、二番三番ノ抵當  
權ヲ取ルモノハ無クナルト思フ、而モ  
此抵當證券ガ發行ニナリマスト、抵當  
權ヲ持<sup>ツ</sup>テ居ル者ガ、他ニ譲ル場合ニ、  
裏書人ガ大變ナ責任ヲ負フノデアリマ  
スカラシテ、擔保餘力ノアルモノニシ  
ナケレバ自分ガ危險デアル、從テ從來  
ハ價格ノ六掛<sup>ツ</sup>貸シタモノガ、價格ノ  
四掛<sup>ツ</sup>シカ貸サヌヤウニナッテ、融通金額  
ガ少クナルト思フ、融通金額ガ少クナ  
レバ、第二第三ノ抵當ヲ付ケルコトガ  
出來ナクナリ、目的物ヲ賣ラウニハ滌  
除ノ規定ガ無クナッタカラ、何人モ手ヲ  
出ス人ガ無クナリマス、ソコデ折角不  
動產ニ依<sup>ツ</sup>テ金融ノ圓滑ヲ圖ラウトセ  
ラレタ本法ノ目的ハ逆ニナッテ、土地ノ  
所有者ガ非常ノ不利ヲ受ケルコトニナ  
ルト思フ、此滌除規定ト云フモノハ、  
抵當目的物ノ所有者ニ土地ノ所有ヲ容  
易ナラシメ、又其土地ヲ特別ノ事情デ  
欲シガ<sup>ツ</sup>テ、是非トモ所有シタイト云フ  
者ニ依<sup>ツ</sup>テ取得シタル第三取得者ノ利  
益ヲ保護スル爲ニ設ケラレタル所ノ佛  
蘭西民法ニ於テ誇リノ規定デアル、法  
制ノ發達シタル獨逸ニ滌除ノ規定ガナ  
イト云フコトハ、法ノ缺點デアルトシ

テ、學者ヤ實際家ガ、今日言ウテ居ル  
點デアリマス、其滌除ノ規定ト云フノ  
ガ民法ニアルノヲ、抵當證券デ特ニ削  
除シナケレバナラヌト云フコトハ少シ  
モナイ、政府委員ハ實際行ハレテ居ナ  
イカラ之ニ入レナイト云フコトヲ言ハ  
レルガ、削ラナクテモ、置イテモ少シ  
モ差支ナイ、之ヲ排斥シテ、全然適用  
セズトセラレタト云フコトハ、土地所  
有者ノ爲ニ非常ナ不利益デアルカラ、  
ドウシテモ其點ハ削除シテ、此滌除ノ  
適用ト云フモノハ土地ノ所有者、第三  
取得者ニ許シ、又地上權永小作權ヲ有  
スル者ニモ許スト云フコトガ、最モ必  
要デアラウト思フノデアリマス、マダ  
申上ゲタイコトガ澤山アリマスケレド  
モ、餘リ長ク申上ゲマスコトモ非常ニ  
御迷惑デアリマスガ、大體贊成ノ理由  
ト致シマシテハ、今申シマシタヤウナ  
次第デアッテ、滌除ノ規定ヲ復活シテ、  
三月ヲ六月ニスル、二年ノ利息ノ滯リ  
ニ依ツテ期間ガ來ルトアルノヲ三年ト  
シテ、之ヲ緩和シテ貰フト云フコトガ  
最モ必要デアル、又抵當權ノ所持人ガ  
何人デアルト云フコトヲ、常ニ明ニシ  
テ置クコトガ、取引ノ確實ヲ保護スル  
上ニ於テモ、債務者ノ便宜ノ上カラモ  
必要デアルト、斯ウ思テ牧野君ノ修正  
案ニ贊成スル次第デアリマス

ヒシテ置キタイコトハ、今日ハ地方ガ  
植林其他ニ付テ非常ニ努力ヲシテ、植  
林ト云フコトハ盛ニナツテ來テ居ルノ  
デアリマス、隨テ中々昔ノ天然林ノ如  
クナラズ、植林ニ金ヲ掛ケテ居ル、所  
ガ今日ハ御承知ノ通り、木材ガ非常ニ  
下ツタノデアリマスカラ、山林ヲ抵當ニ  
シテ金ヲ借リタイト云フ地方ノ希望ハ  
大變多イノデアリマス、所ガ勸業銀行  
ナドハ、山林ハ本店扱ニナツテ支店デハ  
之ヲ取扱ツテ吳レマセヌガ爲ニ、少シ東  
京ヨリ離レタ土地ニ於テ、山林ヲ抵當ニ  
入レテ勸業銀行カラ金ヲ借リルト云  
フコトハ、殆ド不能デアル、ドウカ是  
ハーツ山林ノ抵當モ、各支店ニ於テ取  
扱フト云フコトガ、此法案マデモ椿エ  
テ何處マデモ金融ヲ圓滑ニシヨウト云  
フコトカラ言ツテモ、當然ノ事デアリマ  
スカラ、是非サウ云フ取扱ニナルト云  
フコトヲ大藏當局ト致シマシテモ、勸  
業銀行ニサウ云フ風ニ督勵サレンコト  
ヲ御願ヒスル次第デアリマス

ソレカラ終リニモウ一言申上ゲテ置  
キマスガ、抵當證券ノ裏書ト云フコト  
ハ各國ノ法制ニナイ、今マデノ日本ノ  
法律ト云フモノハ、皆外國ノ法律ヲ模  
倣シテ居ル、先進國デ何十年ト使ツテ先  
づ支障ノナイ法律ヲ其儘日本ニ持ツテ  
來テ模倣スル、ダカラ大體ニ於テ不都  
合ハナイ、唯民情風俗ノ違フ外國ノ法

律ヲ其儘日本ニ使フカラ、日本ノ國情ニ適セヌト云フ不便ハアリマスケレドモ、法律其モノ、適用ニ於テ、非常ニ行詰ルト云フコトハ今日マデナカッタ、所ガ此抵當證券ノ裏書ト云フ事ハ、外國ノ法令ニハナイ、初メテ今度斯ウ云フ事ヲ企テラレタノデアリマス、而モ此抵當證券ト云フモノハ、手形ナド、ハ非常ニ違フノデアリマス、即チ手形ト云フモノハ、手形其モノニ權利ガアルノデアルガ、抵當證券ハ權利デハナリ、他ニ抵當權ト云フ物權ガアル、其物權ノ輾轉ダケヲ此證券デヤル、其輾轉ニ證券ヲ必要トスルト云フダケデアルノデアリマス、ソレニ付テ、裏書人ニ重大ナル責任ヲ負ハサレタト云フコトニ依ツテ、非常ニ實際ニ於テハ色々ト不都合ノ事ガ出テ來ル、不都合ノ事ガ出テ來ル結果トシテ、今言フ通りニ裏書人ハ擔保責任ヲ負ハヌヤウニ、免責文句ヲ書クト云フコトニナルカラ、サウスレバ裏書人ヲ保護スルニ熱中セラレテ、債務者ノ利益ヲ犠牲ニスルヤウナ本法案ハ之ヲ緩和シテ改正セラレルコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、是ダケヲ申上ゲテ置キマス

第五類第十二號  
抵當證券法案(政府提出)外九件委員會議錄  
第十回

午後零時二十一分休憩

(休憩ノ儘散會)